

2014年9月2日

景品表示法における課徴金制度導入に関する意見

日本生活協同組合連合会

課徴金制度に賛成し、早期の導入を期待します。

景品表示法における課徴金制度は、健全な市場形成のために画期的な制度であることから、日本生協連は導入に賛成します。消費者委員会の答申（2014年6月10日）にも示されている通り、課徴金制度の導入によって「不当表示を事前に抑止」し、消費者の利益が擁護されることを期待します。

事業者が予見できるよう、「主観的要素」の証明等、具体例の明示を要望します。

法律案では、違反行為者自らが注意義務を尽くしたことを証明できない限り、原則として課徴金の賦課対象となります。事業者の予見可能性を確保するため、概要案(3)「主観的要素」の証明については、具体的にどのような内容の証明を用意すれば除外対象となるのか、ガイドライン等でわかりやすく例示するなど、運用上の手立てを講じてください。

寄附金制度に賛成します。

違反行為があった場合は、まず対象者に返金を行うことが前提ですが、返金先が特定できない等、返金額が課徴金額未満であるときに、補充的に国民生活センターに対して寄附を行えば「課徴金の納付を命じない」とした、今回の制度案は画期的であると評価します。この寄附金が、景品表示法に関する消費者被害の防止や回復のため、有効に活用されるしくみとなることに期待します。

以上